

平成30年第16回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成30年12月21日（金）午後2時開会

2 場 所 五和農業情報センター マルチメディア研修室

3 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 えり	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	山 本 洋 介	生 涯 学 習 課 長	菅 原 弘 晃
学 校 給 食 課 長	出 永 太	学 校 教 育 課 審 議 員	沢 村 祐 介
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史		

5 本会議に付した議題等

(1) 協議・報告

(1) 平成31年1月行事予定について

(教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、平成30年第16回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録の承認であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 今日は終業式であった。後ほど学校教育課からも報告があるが、昨日の時点で子どもの事故が1件起きている。長期の休みに入るので、SNSとかいろんな問題が発生しなければよいと思う。

(4) 協議・報告

(1) 平成31年1月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 資料1ページをお願いします。1月の行事予定を掲載している。1月3日（木）には6地区で成人式を行う。4日（金）には同じく3地区で成人式を行う。18日（金）には教育委員会定例会を14時より本会場で開催することとしている。23日（水）には本渡南幼稚園の訪問を行う。24日（木）であるが、午前中には亀場幼稚園の経営訪問を行う。同日13時30分からは栖本中学校の研究発表会が行われる。25日（金）には後ほど説明があるが、ふれあい給食を行う。最後にこの1月の行事予定に

は記載していないが、2月18日（月）13時から熊本県市町村教育委員研修大会が県庁地下大会議室で行われる。出席をお願いする。行事予定については以上のとおりである。併せて追加で報告した2月18日の市町村教育委員会研修大会の出欠について、現時点で出席可能かをお教えいただきたい。

7 その他

石井教育長： 委員または事務局から何かないか。

出永学校給食課長： 本日配布した学校給食週間のふれあい給食について説明する。まず、本日をもって2学期の給食が終了した。この1年間大きな事故もなく給食の提供ができたことは、ひとえに教育委員の皆様のご指導、ご協力があったものと考えている。この場を借りて感謝申し上げる。それでは、学校給食週間のふれあい給食の実施について説明する。委員の皆様には大変申し訳ないが、対象校には行事調整等が必要で12月の校長会議でお知らせをしている。その関係で委員の皆様へは、既にふれあい給食実施の案内が届いているかもしれないが、事前の事務処理の関係で説明が前後したことをまずもって、お詫び申し上げます。学校給食週間の取組についてであるが、毎年1月24日から30日までの1週間を全国学校給食週間と定められている。既にご承知のこととは思いますが、改めて説明する。学校給食は明治22年に山形県鶴岡町の忠愛小学校で弁当を持ってくることができない子どもたちのために始まって以来、全国各地に広まったと言われている。しかし、昭和18年ごろになると戦争が激しくなったため、食料が不足し給食は中止となった。昭和20年8月に戦争も終わり、世の中が落ち着いてきた昭和21年12月24日より学校給食が再開された。これを記念して、冬季休業と重ならない1月24日から30日までの1週間を学校給食週間として、学校給食による効果を促進する観点から、全国的にも学校給食に関する各地の行事が実施されている。本市としても毎年のことではあるが、計画書のとおり実施したいと考えている。誠に勝手ではあるが、対象校を割り振りしたので、対応をお願いする。都合が悪く、調整がつかない場合は、早めにご連絡をいただきたい。なお、正式な通知は、年明けにさせていただきますと考えている。よろしく願います。

石井教育長： 他に事務局より何かないか。

山本学校教育課長： 天草市中学校における部活動の方針（案）について説明する。本日配布した別冊の中学校における運動部活動の指針をお願いする。今年3月、スポーツ庁が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受け、熊本県の指針が一部改正されている。資料の1ページから3ページについては、今年7月に熱中症対策がさらに加えられた熊本県の指針である。スポーツ庁のガイドラインや熊本県の指針の中には、市町村や各学校での方針の策定が求められている。特に3ページの項目10（3）のとおり、「各種目大会の参加にあたっては、学校の設置者が定める大会数の範囲内とする。」という表記であるとか、「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安を参考に」と表記が明示されている。大会数については学校体育調査のデータ等を調べたが、種目や成績等により部活動ごとに出場大会数が異なっている。また、中体連事業だけでなく、各種目協会等による大会も数多く開催されており、大会参加数の上限を示すことは、大変困難であると考えている。そこで、他市町村の動向を調査し、上天草市、苓北町とも協議を重ね、天草郡市においては大会数の上限を示すのではなく、確実な休養日の設定という視点から方針を示すこととしている。4ページの天草市中学校における部活動の方針（案）をお願いする。運動部活動の方針ではなく、部活動の方針としているのは、文化部についてもこれに準ずるという意味合いである。本方針については、概ねスポーツ庁や熊本県の運動部活動の指針に則っているが、何点か見直しを行っている箇所がある。まず、先ほど説明した大会等の参加については、5ページの項目8において示している。内容としては、1週間の活動日は5日以内とし、平日1日以上、週末1日以上、計2日以上、休養日を設けること。また、毎月第1日

曜日は家庭の日であるため、完全休養日としている。この部分は熊本県の指針と同じである。次の部分から変更しており、「なお、大会及び練習試合等も含めて、休日における活動日数が一月あたり半数を超えないようにする。」つまり、一月四週とした場合、土曜日・日曜日を合わせて8日のうち半分の4日は休養するというようにしている。このように本市、上天草市及び苓北町では、大会参加数を定めるのではなく、休日における休養日の設定を基に、大会参加や練習試合の計画を立てていくことを示している。しかしながら、中体連前などその時期や種目によっては、大会等が集中する月も考えられる。そのような場合は、各学校において他の月の休日に振り替えるなど、年間平均として休日の半数の休養日を確保することとしている。この項目にあるが、土日に大会等があった場合は、生徒の負担等を考慮して翌日の月曜日を休みにするといったことは、これまで同様配慮していただくことにしているが、休日における休養日を確保していくことを大切にしていきたいと、各学校にはお願いしている。なお、休日における休養日を計画してあった場合であるが、休養日としていても大会で勝ち進んだために休養日の確保が難しくなったというケースも出てくる。あくまでも原則ということにしており、そのような場合は各学校に柔軟に対応していただきたいと考えている。また、6ページの(2)練習時間のウに示している、「特設陸上部等により一時的に所属する部活動が重複する場合においては」練習時間は明記していない。生徒の健康面等に配慮していただき、学校全体で練習時間の調整等をお願いしたいと考えている。(3)のア練習試合の範囲については、熊本県内または、隣接する市町村までとするとしている。これは教育関係者必携の教員の特殊業務手当についての中で、「部活動の範囲は、県内または、当該中学校の所在する市町村と隣接する市町村までとする。」と定められており、旅費の支給等も考慮し文言を合わせている。また、三県架橋構想等から島原や長島等との交流もあるので、天草特有の海をまたいでの隣接の市町村としても対応できるよう考えている。最後に(4)生徒の安全確保についてであるが、熊本県の指針では、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないことと示されている。この高温注意情報については、その日の最高気温が35度以上になることが予想される場合に発表される。このため、今年の夏休み中、熊本県では、ほぼ毎日高温注意情報が発せられていた。そこで熱中症対策としては、湿度と日射など周辺の熱環境、気温を取り入れた指標として、環境省から3時間ごとに予測値として示されている暑さ指数を判断基準にしてもらいたいと考えている。細かな点については、各学校の判断でお願いすることとしている。今回のガイドラインの策定や、熊本県の指針の改定は部活動の大きな変革の機会だと思っている。本日示している天草市中学校における部活動の方針(案)についても、先生方の働き方改革もあるが、柱としては生徒の休養日をしっかり確保し、豊かな生活を過ごせるよう、子どもを第一に考える視点で策定している。以上、天草市中学校における部活動の方針(案)についての説明を終わる。

石井教育長： 事務局から説明があったが、委員から何か質問等はないか。

花里委員： これは中学校の場合は部活動として、この指針により指導することになると思うが、中学校も社会体育として活動しているものもある。社会体育のクラブに所属している子どもたちは、これと同じようになるのか。社会体育の場合はどの様に指導していくのか。社会体育との兼ね合いを教えて欲しい。

山本学校教育課長： 社会体育の活動について、今回は部活動ということで各学校での部活動に対しての方針として定めており、それぞれ社会体育の種類の中でも競技性の高い活動もあるかと思うが、今後、スポーツ振興課とも連携し協議を行いたい。

花里委員： 部活動と社会体育は重複しているものも多い。部活をしながら夜は社会体育に参加している。一般的にこのようなことが多いが、その様な場合にはどうするのかと思っている。特に小学校部活動が社会体育に移行してしまうと、社会体育に統一されることにな

る。社会体育に参加する子どもが増える。中学生の場合は部活動をしながら社会体育に参加する。小学生は社会体育に参加する。その付近の兼ね合いを頭の中に入れておく必要がある。

石井教育長： 例えば本渡中学校でも困っているのは、特定の種目を挙げるといけないが、水曜日は、部活動は休みである。では水曜日はどうしているかという、違う体育館で活動している。それは社会体育のコーチが練習するというので呼んでいる。学校は分からないところである。そこを少しでも子どものことを考え、社会体育のコーチをしていただかないといけない。

花里委員： 試合前になると、どうしても社会体育のコーチが、学校の部活動後の夜に体育館を使い時間外だから社会体育という観点で指導をしている。この様なことを聞いているので、それを踏まえて指針も検討する必要があると考える。

石井教育長： 県の教育長会に出席すると、熱心な教育長は1週間に2日も休んだら強くない。うちはそのようなことはしないと、真っ向から意見を述べる人もいる。これでは、県の足並みも揃わない。今は決められた時間の中で、精一杯練習をしていくというのがスポーツ界そのものの風潮である。

花里委員： 勝つためには時間外に、部活動が終わってからも夜に同じ指導者が指導している。県大会で優勝を狙う場合には、どこでもあることである。

石井教育長： 校長にとっては、非常に頭の痛い問題である。社会体育の活動を見ていると、それはもう昔の指導ではないかというものもある。体罰ではないかと思う発言もある。

山本学校教育課長： 現在、この方針（案）を学校に示している。学校現場からの意見を聴取し、完成することとしている。年明けの1月中を目途に、校長会の代表及び中体連の代表に最終的に確認していただき、その後、正式な通知を行う予定である。

石井教育長： 他に事務局から何かないか。

菅原生涯学習課長： 本日配布した平成30年度教育力活性化推進大会の開催について案内させていただく。本来であれば郵送するべきものであるが、本日定例会が開催されたため出欠について確認させていただきたい。なお、1月11日までに出欠のご連絡をいただきたい。

石井教育長： 他に何かないか。

森下部長： 議会も終わったため、新本渡学校給食センターの建設について報告させていただく。2枚資料をお配りしたが、まず、資料1をお願いする。位置図的なものであるが、右側が海側の瀬戸航路になる。それから、資料2であるが、上の方が海側の瀬戸航路になる。12月の市議会において補正予算を教育部としては、給食センター用地として1億7,392万4千円を予算計上させていただいたところである。本会議においては、質疑の際に1名の議員から質問があり、予算決算委員会においても1名の議員から再確認させていただくということで質問があった。その質問は場所の選定についてであり、なぜ、グリーンパーク跡地に選定されたのか、その理由を教えてくださいとのことであった。答弁内容を簡潔に紹介させていただくと、まず、選定にあたっては、教育委員会はもとより天草市公有財産取得処分等検討委員会において審議選定した。選定にあたっては、利便性の向上を第一に考え、大きく4つの要件から比較検討したところである。まず1点目、給食センターは建築基準法上工場となるため、建設場所が制限され、都市計画区域内にあっては工業地域、準工業地域、白地若しくは都市計画区外に建築する必要があり、法的な規制が1点。次に給食センターは大量の水を使用・排水することから、上下水道への接続が容易であることが2点目である。3点目であるが、各幼稚園、小・中学校への配送にあたっての距離・時間にできるだけ差が生じないように、各配送校、配送園の中心付近に位置するのが一番効率的な配送を行うため、アクセス・利便性に優れている条件を挙げている。最後には面積であるが、4,000食を超える調理が必要であり、また、植栽や駐車場が必要で5,000㎡以上は必要であるということで、比較検討を行った結果、グリーンパーク跡地が一番適していると選定した。それから質

疑の際には、用地の概要、面積、単価についての質問もあった。資料1をお願いする。この用地は、海側と県道側の2区画に大きく分けられる、その間に第2天草瀬戸大橋の管理道路が入る。橋の下に、県有地がありフェンスで仕切られると思うが、この橋の道路幅で下の用地部分にはフェンスが建てられる。この海側の三角形の形状が、面積が約2,037㎡で約617坪になる。それから県道側の台形状であるが、面積が5,638㎡で約1,709坪であり、海側、県道側を合わせて合計7,675㎡、坪に直すと約2,326坪になる。なお、県道に接している部分が約64mの幅になり、また、この県道から海側に直線で行くと、約170mの長さになる。この海側と県道側の間に県有地が入るが、県の管理道路の間に約9mの間隔を開け通行させてもらえるよう県と協議を行った。その利用については、資料2をご覧いただきたい。県道側に給食センター本体を建設し、三角地の海側に駐車場を整備する。大きな方のPは屋根付きの配送車の車庫を計画している。それから、単価についてであるが、議会に説明したのは、海側と県道側の単価が異なる。平均ということでお知らせし、平均で坪75,000円弱にて補正予算を計上していると説明した。今日、市議会において議決されたので、今後、地権者とさらに交渉を進め、仮契約をする予定である。仮契約終了後の来年3月市議会において財産の取得を上程し、議決後、本契約となる。

石井教育長： 今、部長から説明があったが、何か質問はないか。

花里委員： この駐車場の下の方の海沿いの駐車場がある。部長の説明では橋の下は自由に行き来できるということの良いのか。

森下部長： そのとおりである。

花里委員： しかし、県の土地であるけれども袋小路である。通路になる部分を買収する訳にはいかないのか。

出永学校給食課長： あくまでも県の管理道路となるので、買収はできない。

石井教育長： 今後のスケジュールはどうなっているのか。

出永学校給食課長： 今後のスケジュールであるが、まず、今年度に用地取得し、2019年に実施設計を行う。実施設計は債務負担行為を行い、2019年から2020年の2か年で基本実施設計を行う。その間、基本設計の中である程度の配置が決まったら、2019年度には地質調査を計画している。それから、基本設計・実施設計が終わるその年、2021年度に外構工事、センター建設、厨房機器の発注を2022年までの2か年で行う。2022年の6月から7月にかけて完了予定である。8月には2学期からの運用開始に向けて、調理トレーニング等を行うこととしている。総工費は19億7,500万円程度を予定している。

石井教育長： 他に事務局から何かないか。働き方改革についての説明はしないのか。

沢村学校教育課審議員： 先ほど配布した、働き方改革のためのメッセージ～教職員の皆さんへ～をご覧いただきたい。学校における働き方改革は、社会的にも大きな問題になっており、それぞれの自治体において取組が進められているところである。熊本県でも県立学校へ働き方改革のメッセージが出され、その中には3点示されている。1点目は、夏季休業中における閉庁日の設定ということで、県立学校では、お盆の8月13・14・15日の3日間を設定された。2つ目が、運動部活動指針の徹底。3点目が勤務終了後の留守番電話での対応。この3点が働き方改革として、それぞれの県立学校の教職員へのメッセージとして発信された。県からはそれを参考に市町村教育委員会でも取組を進めて行くように通知がなされている。それ受け、天草市教育委員会としても何らかの方向性を示していかなければならないとのことで、天草市教育委員会としてどのようなことができるのか、半年ほどかけ検討してきた。今お配りしている6点について、まだ学校の方には示していないが、学校の教職員宛のメッセージとして示すことができればと考えている。読ませていただく。まず1番目、夏季休業中における学校閉庁日を設定します。今年度は8月15日に設定しましたが、次年度は更なる拡充を検討します。2つ目が、今年度中に

新しい部活動方針、先ほど課長の山本から説明があったが、部活動方針を策定通知し、その徹底を図る。3点目が、保護者に対し遅い時間帯において、教職員自身の携帯電話や自宅電話への電話連絡、メール等を緊急時を除き差し控えていただくよう依頼します。4点目が、小学校に依頼している就学時健診について、学校負担を少しでも軽減できるよう取り組みます。5点目が、教育諸計画、実践記録表や諸実践記録簿、学校にはいろいろな実践記録表・実践記録簿があるが、その記録について少し効率化を図る。学校にはそもそも記録簿がいくつかあり、教職員個人が毎日記録していく週計画案があるが、こちらにも記録を行う。例えば、学校には性教育・道徳教育・学級活動等のいろいろな諸活動の記録簿が別に存在する。個人持ちの週計画案にも反省等を記録して、それぞれの実践記録簿にも反省等を記録して、同じようなことをこれにも、これにも書かなければならない状況にあるので、そのようなものも少し省き、効率化を図る。6点目、事務負担軽減のため、校務支援システムの導入を今後検討します。この6点について、まずは、学校に示していきたい。もちろんこれが終わりではなく、ここがスタートで、今後更に教職員の働き方について再度検討できるところはないか、考えていきたい。

石井教育長： 1点目について、8月13・14・15日を閉庁日としたいと市長に話をし、了解を得ている。上天草市及び苓北町も、今年度から3日間閉庁している。本市の方が閉庁日に関する検討は早かったが、数字的には上天草市・苓北町の方が多かった。6点目については、予算が伴うので、検討するというを出している。3点目について、県は留守番電話を設置して欲しいとのことであるが、市町村において留守番電話は少し冷たいだろうと思い検討し、それよりも先生たちへの夜遅くの電話等を差し控えていただきたいと示している。意見等があれば願います。

木下委員： 質問であるが、4点目の小学校に依頼している就学時健診について、少しでも学校負担を軽減できるようにということで、具体的にはどのようなことを考えているのか。

沢村学校教育課審議員： これは、法令上は教育委員会が行うこととされている。しかしながら、天草市は学校が広範囲に渡っており、小学校数も多く、実際教育委員会が全ての小学校に就学する子どもたちの検診をすることは、まず不可能である。であるので、それぞれの小学校で次年度入学する予定の子どもたちについては、学校で健診をしていただくように依頼をしている。しかしながら、小さな学校はそこまで大きな負担ではないが、本渡北小学校あるいは本渡南小学校など比較的小子どもの数が多いところの学校については、やはり、それなりの負担感がある。特に中心になって動いてもらっているのは養護教諭である。本渡北小学校は加配があり2名の養護教諭が配置されているが、本渡南小学校は1名の養護教諭があくせくしながら計画、実施、報告をしている現状にあるので、まずは、本来教育委員会が行わなければいけない就学時健診について、依頼はしているものの、学校教育課においてもできる所はやっていくというところである。今年度から少し取り組みを進めている。例えば、学校にまず顔を出すということ。それから学校の要望を受けて、その業務を行う。例えば、受付。受付がいるだけで随分違う。受付の時に黄色い帽子のサイズを計る必要があるが、百数十名分を計るだけでも相当な労力になるので、そういったところの手伝いなどをすることを、最初の取組として始めた。今後、考えられることは、子どもたちが健診を受けている間、保護者の対応で教育委員会から依頼して、親の学びの講座を行うなど、今後、教育委員会として何かやれることはないかを再度検討しながら、学校負担を少しでも減らすように進めていきたい。

花里委員： 5番目の教育諸計画の作成、実践記録簿への記録の仕方の効率化とあるが、6番の校務支援システムと連動して、校務支援システムでまとめてできるようにすると良いのではないかと。計画・記録簿の様式は県で統一されているのか。

沢村学校教育課審議員： 教育諸計画、実践記録簿について、統一されていない。学校ごとで作成されているが、学校訪問の際に提出をお願いしているものの中に含まれている。様式は統一されていないが、全ての学校で作成されている。

花里委員： それを天草市では統一して、一つのシステムで作成して、まとめて教員が作成すると効率化が図られるのではないか。校務支援システムとは別であるかもしれないが、学校単位ではなく、天草教育事務所管内で統一すると、どここの学校に異動してもスムーズにいくのではないか。また、予算も必要になるかと思うが、校務支援システムを別に導入するのであればできるのではないか。

沢村学校教育課審議員： 校務支援システムもいろいろあり、そのようなものもオプションで追加すれば対応できるのではないかと思う。教育諸計画、実践記録簿の様式を教育委員会で統一することも不可能ではない。ただし、これまでの積み重ねがあり、前年度のものに更に書き加えていく形にしているのも、もしも教育委員会で統一するとすると、初年度、少し煩雑な作業が出てくる。統一したとして、それぞれ教職員個人で週計画に1日の記録を書き、それとは別に実践記録簿があり、それにも反省を書かなければならない。今、考えているのは、個人手持ちの週計画案に反省を書き、教育実践計画等はあくまで計画として使っていく。これには反省記録は書かないようにできるのではないかと考えている。計画は必要であるので、必ず作成しなければならない。しかしながら、反省記録等は通知表を提出した後に、2・3日を費やし整理をする学校もあるため、この辺について負担軽減していきたい。

花里委員： 現場の教職員が知恵を絞らないといけない。自分たちのことであるので自分たちで軽減できる方法を検討し、それを教育委員会へ上げ、予算が必要であれば予算を計上すれば負担が軽減できるのではないか。中央教育審議会で教職員の勤務時間を削減すると言っており、時間外勤務を多くした場合には罰則を設けると言っているが、予算の措置をし、教職員を増員するという第一義を外して、小手先の話しかしていない。その点を含めながら自分たちのことは自分で努力しなければならない。国に頼っていても簡単に働き方改革は上手くいかない。

石井教育長： 花里委員が言われたように、正に国の働き方改革の中央教育審議会の答申は、机上で作られたプランである。財務省は児童数・生徒数が減少しているので教職員数はそれなりに減るのが当然であると考えている。学級数に応じて職員定数は決まってくる。しかし、今は以前の実態と異なる。いろいろな特別な支援を必要とする子どもたちが非常に多い。そこらへんをチームティーチングや少人数をやらなければならないが、それは答申には書かれていない。勤務時間の上限を超えた場合には罰則ではないが指導するというのが、そういうことで解決できないことは分かっている。分かっている中で、教職員は踏ん張って頑張っている。教育委員会は勤務時間について指導しているのかと一般質問でもあったが、勤務時間管理は非常に難しく、新採からベテランの教員まで同じ単元をやらうとしたとき、ベテランは30分あればできる授業の準備、それに対し新採の教員は1時間あっても満足いくものではないかもしれない。早く帰らなければならない、しかし、そのような時に生徒指導が必要になってくる。勤務時間が終わったので帰りますということとはできない。また、部活動の引率でも行かないとはできない。このような対応をしていると教職員は何をしているのかということになる。そこらへんを分かってもらえばいい方向に動くと思う。少しでもこれで教職員の理解を得られたらと思う。

行合委員： 教職員の働き方改革は、まず、子どもたちにより深い学びの教育を行うための改革であると思う。改革することの意味は、教員が教材研究をする時間をしっかりと確保してあげる。他のところでは、例えばプールの使用をやめる、教員を部活動指導から外す、記録を書く人を雇用するなどその様なことを進めているところもある。一番大事なのは、子どもたちにきちんとした学びを伝えていく。それは教員の教育力でしかないのも、それを踏まえて教職員の働き方改革を進めて行くべきであると思う。

石井教育長： この様な案で示していきたいと思うがよろしいか。

(全員同意する)

石井教育長： 他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。